

漁業種類	漁業種類の名称	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業	27（許可または起業の認可を受けている船舶の数：34隻）	5トン以上30トン未満の範囲において記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井県沖合海域	1月1日から12月31日まで	福井県に住所を置く者
		（略）			（略）	（略）	（略）
		（略）			福井県沖合海域 ただし、福井県坂井氏三国町雄島北端の点、同点から真方位315度3海里の点および福井県大飯郡高浜町甲埼（正面埼）突端の点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域を除く。	5月1日から12月31日まで	（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：3隻）					山形県に漁業の根拠地を有する者
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		（略）					（略）
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：4隻）					長崎県に漁業の根拠地を有する者